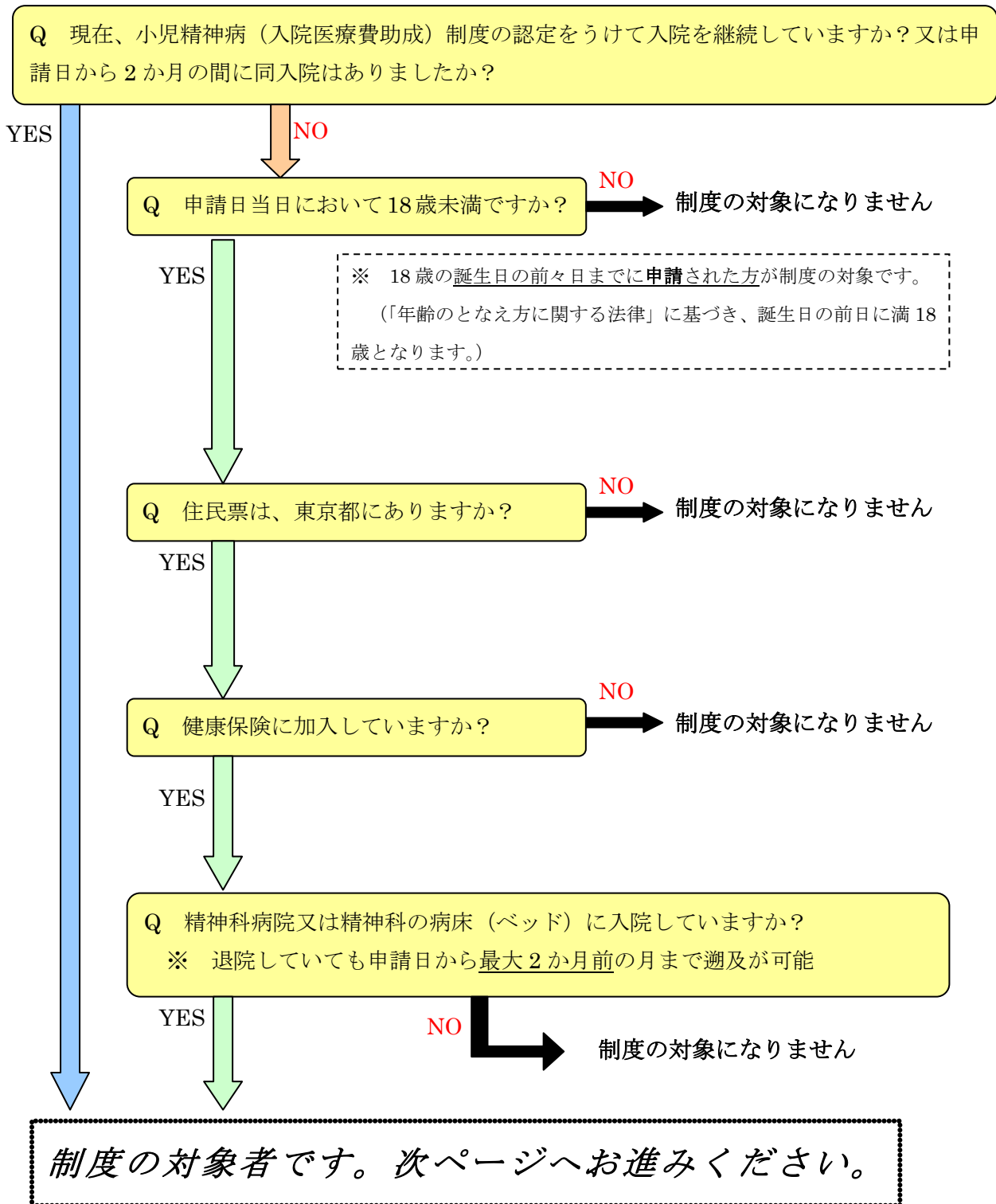


小児精神病（入院医療費助成）を申請される方へ

◎申請にあたり、患者さんについて下記の事項をご確認ください。



※ 上記がすべての事例を網羅しているとは限りませんので、不明な点がある場合等はお手数ですがお電話にてお問い合わせください。

～ 小児精神病（入院医療費助成）認定申請のご案内 ～

○ 申請の区分

- （新 規）今までに一度も制度の認定を受けたことがない方の申請
- （更 新）認定を受けて入院を継続中の方の申請
- （その他）過去に制度の認定を受けたことがある方の再申請（更新申請を除く）

1 申請に必要な書類

ア 医療費助成申請書

所定の様式。申請窓口又は当ホームページから入手できます。

イ 診断書（申請日前3か月以内に作成されたもの）

所定の様式。申請窓口又は当ホームページから入手できます。

ウ 住民票（申請日前3か月以内のもの）

患者さんと申請者（扶養義務者）の続柄がわかるもの。ただし、更新申請の方で前回認定時の住所と変更がなければ必要ありません。

なお、外国籍の方が申請する場合も、住民票が必要です。

エ 健康保険証の写し

オ 遅延理由書（別紙5）

入院を開始した月の翌月以降に申請する場合は、遅延理由書が必要です。

例）1月31日に入院し、2月1日に申請する場合は遅延理由書が必要です。

※ 正当な理由による遅延であると診査会が認めたときに限り、申請日から2か月前の初日まで遡及して認定されます。

例）1月31日に入院し、4月10日に申請した場合

2か月前 → 2月11日 なので、

2か月前の初日 → 2月 1日 まで遡及します。

※ 遡及できない期間に属する1月31日の入院費については、制度の適用外となります。

2 申請先

住所地にある保健所、保健センター、市町村の福祉課等が窓口となります。

※ 申請に基づき「東京都小児精神病診査会」が診査を行い、認定の可否を決定します。認定された方には医療券が交付されます（都から申請者宛に郵送します）。

3 入院医療費助成期間（認定期間）について

診断書に書かれた「治療見込期間」が入院医療費助成期間（認定期間）になります。

認定期間は1年間が限度です。1年を超えて継続入院されるときは、継続申請が必要です。

※ 制度の認定を受けて入院治療を継続している方が更新申請する場合は、20歳の誕生月の末日まで認定対象となります。

<ご注意>認定期間内に退院された場合は、退院日で有効期間は終了します。退院後に再入院された場合は、認定期間内であっても医療券はご利用になれません。再度ご申請ください。

4 助成される医療費の範囲

健康保険が適用される入院費について、高額療養費の支給を受けたうえでの自己負担額のうち食事代を除いた額となります。自費扱いとなる費用（差額ベッド代など）は対象外です。

5 医療費助成の受け方

病院窓口で医療券を提示してください。

認定期間内で既にお支払いが済んでいる入院費については、医療費助成分を申請者の金融機関の口座にお返しします。医療券と一緒に必要書類をお送りしますので、所定の用紙に病院の証明を受けて都に請求してください。

6 認定内容に変更があった場合は

氏名、住所、健康保険に変更があった場合は、変更届（別紙6）に変更事実が確認できる書類の写しを添付して申請窓口にご提出ください。

認定期間中に退院の手続きをせず、転院となったときは、引き続き医療券をご利用できます。変更届（別紙6）により病院変更の手続きをしてください。

7 認定に関するお問い合わせ先

東京都立中部総合精神保健福祉センター

事務室 小児精神担当 電話 03-3302-7739

8 助成に関するお問い合わせ先

東京都福祉保健局 保健政策部

医療助成課 医療給付担当（マル都担当） 電話03-5320-4454